

策定日 2024 年 11 月 8 日

一般社団法人 日本医療検査科学会  
遺伝子・プロテオミクス技術委員会内規

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、「一般社団法人 日本医療検査科学会 遺伝子・プロテオミクス技術委員会」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を事務局担当施設に置く。事務局担当施設は委員長が委員会に提案し委員会で決定する。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 講演会・セミナー、出版物等を通して、臨床検査に関わる遺伝子・プロテオミクス技術の知識と情報ならびに臨床検査への有用性に関する啓発と教育の機会を提供する。遺伝子・プロテオミクス技術の要となる遺伝子解析関連機器および質量分析計の有効な利活用、情報提供への品質保証の向上に資する。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために 年 1 回程度の遺伝子・プロテオミクス技術セミナーを開催する。

第 5 条 前条の目的を達成するために委員会委員のみで構成されるワーキンググループを立ち上げる。

第 6 条 委員会活動を通して、遺伝子・プロテオミクス技術の啓発及び人材育成と社会貢献に取り組む。

## 第 3 章 委員

(委員)

第 7 条 本会の委員は、日本医療検査科学会の正会員とする。

第 8 条 委員長の選出は細則第 24 条 2 (委員長は理事長が評議員の中から指名し、理事会の議決を経て選任する) に準ずる

(入会及び退会)

第 9 条 本会委員の就任を希望する場合は、委員の推薦状をもとに本委員会にて審議し、日本医療検査科学会の理事会の承認を以て委員となる。

第 10 条 委員が退会するときは、退会希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第 11 条 委員資格を失った場合は、退会とする。

第 12 条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出する。選出できない場合は、退会とする。

(委員の義務)

第 13 条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第 14 条 委員長の許可無くして、第 5 章にある会議に連続して欠席した委員は委員資格を失う。但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して 3 回の場合は、委員の交代を要する。

#### 第 4 章 幹事委員

(幹事委員)

第 15 条 本会に次の幹事委員を置く。

- (1) 本会委員長 1 名
- (2) 本会副委員長 2 名以内
- (3) 本会事務局担当委員 1 名
- (4) 本会事務局担当委員補佐若干名

(幹事委員の任務)

第 16 条 幹事委員は本会の円滑な運営のために業務を中心的に行う。幹事委員のみで構成される幹事委員会なるものは存在せず、幹事委員のみで最終決議はしない。

(幹事委員の任期)

第 17 条 幹事委員の任期は 4 年とし、委員長以外の幹事委員については再任を妨げない。

#### 第 5 章 委員会会議

第 18 条 委員会会議（以下会議）の開催は、日本医療検査科学会の春季セミナーと大会期間を原則とする年 2 回とする。適宜、Web 開催・審議あるいはメール開催・審議を妨げない。

第 19 条 会議は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第 20 条 遺伝子・プロテオミクス技術委員会セミナーに関する運営会議は、随時に開催する。

#### 第 6 章 補則

(内規の変更)

第 21 条 本会の内規を変更する場合は、委員会の決議を経て理事会の承認を得なければならない。

**付 則**

内規は、2024 年 12 月 6 日をもって施行する。

以上